

公立大学法人山梨県立大学個人情報の保護及び管理に関する規程

(令和5年4月1日施行 法人第4207号)

(個人情報の保護及び管理)

第1条 公立大学法人山梨県立大学が保有する個人情報の保護及び管理については、次の各号の定めるところによる。

- (1) 山梨県個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年山梨県条例第50号。以下「条例」という。）の規定が適用される事項については、山梨県知事が保有する個人情報の例による。
- (2) 条例の規定が適用されない事項については、理事長が別に定める。

(公立大学法人山梨県立大学個人情報保護規程の廃止)

第2条 公立大学法人山梨県立大学個人情報保護規程（平成22年4月1日法人第4205号）は、廃止する。

(経過措置)

第3条 この規程の規定により理事長が定めるものとされている事項については、これに関する定めがなされるまでの間は、条例、その他山梨県の関係例規、通知等を準用する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。